

## 第6章 推進体制の整備

### 【1】大阪府との連携

#### (1) 耐震改修促進法による指導等の実施

大阪府は所管行政庁として、特定既存耐震不適格建築物の所有者等に対して耐震改修促進法に基づく指導・助言・指示・公表を行う。

#### ①耐震診断・耐震改修の指導等の対象建築物

表 6-1 指導等の対象建築物

区分	指導・助言	指示	公表
対象建築物	(法第12条第1項) 法第7条に定める要安全確認計画記載建築物	(法第12条第2項) 法第7条に定める要安全確認計画記載建築物	(法第12条第3項) 指示を受けた所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった要安全確認計画記載建築物
	(附則第3条第3項) 附則第3条第1項に定める要緊急安全確認大規模建築物	(附則第3条第3項) 附則第3条第1項に定める要緊急安全確認大規模建築物	(附則第3条第3項) 指示を受けた所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった要緊急安全確認大規模建築物
	(法第15条第1項) 法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物	(法第15条第2項) 法第15条第2項に定める特定既存耐震不適格建築物	(法第15条第3項) 指示を受けた所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった特定既存耐震不適格建築物
	(法第16条第2項) 法第16条第1項に定める一定の既存耐震不適格建築物	—	—

表 6-2 命令等の対象建築物

区分	命令	公表
対象建築物	(法第8条第1項) 法第7条に定める要安全確認計画記載建築物	(法第8条第2項) 命令を受けた要安全確認計画記載建築物
	(附則第3条第3項) 附則第3条第1項に定める要緊急安全確認大規模建築物	(附則第3条第3項) 命令を受けた要緊急安全確認大規模建築物

#### ②耐震診断・耐震改修の指導等の方法

##### ○促進方策

- ・台帳による進行管理の推進（建築物の現状把握から改修工事完了まで）

##### ○指導及び助言の方法

- ・対象となる建築物所有者等への啓発文書の送付
- ・大阪建築物震災対策推進協議会による対象となる建築物の所有者等を対象とした耐震診断・耐震改修説明会の開催

##### ○指示の方法

- ・実施すべき具体的事項を明示した指示書の交付

##### ○公表の方法

- ・大阪府公報に登載
- ・大阪府ホームページに掲載

## (2) 建築基準法による勧告又は命令など

---

所管行政庁が改正耐震改修促進法により公表や指示等を行ったにもかかわらず、必要な措置が講じられず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる建築物の所有者に対して、特定行政庁は、建築基準法第10条に基づき勧告又は命令を行う。

### 【2】庁内等の連携

木造住宅については、所有者が高齢化していることや、今後は耐震改修だけでなく、建替え、除却、住替えなど、さまざまな方法による耐震化の促進が必要なため、他部局との連携体制の充実に努める。

### 【3】地元組織・関係団体との連携

#### (1) 大阪府建築物震災対策推進協議会との連携

---

府内の建築物等の震災対策を支援するため、公共・民間の団体が連携して、府内の建築物等の震災対策を推進するために平成10年(1998年)に設立した。

これまで、各種講習会の開催、技術者の育成、耐震改修マニュアルの作成など耐震性向上に資するさまざまな事業に取り組んできた。

大阪建築物震災対策推進協議会における各事業は、民間団体の協力を得ながら実施しており、今後も引き続き関係団体と連携を図りながら、事業推進に努めるものとする。

#### 主な事業内容

- 耐震診断・耐震改修相談窓口
- 技術者向け耐震診断・耐震改修講習会の開催
- 所有者向け耐震診断・耐震改修説明会の開催
- 被災建築物応急危険度判定士講習会による判定士の養成
- ビデオ、パンフレットの作成及び配布

#### (2) 関係団体との連携

---

木造住宅の耐震化促進については、民間業者との連携により進めているが、リフォームにあわせた耐震改修の普及についても、建築関係団体と連携を図りながら実施に努める。

また、分譲マンションの耐震診断・耐震改修を実施するには、区分所有者の合意形成に向けた多種多様な専門的支援が必要不可欠となる。このため、大阪府や大阪府分譲マンション管理・建替えサポートシステム\*推進協議会等とも連携を図り、確実な普及・啓発を実施し、耐震化の促進に努める。

#### (3) 自主防災組織\*、自治会等との連携

---

建物の耐震化を含めた防災意識の高揚や防災情報の共有を行うことで、より地域に根ざした対策が講じられることが重要と考え、大阪府、自主防災組織、地元自治会と連携し取り組む。